平成28年度

保育士 就職準備金

～貸付事業のご案内～

●大分県内において保育士の確保を図ることを目的とした事業です。

●保育士資格を持っているけれど、保育士として働かれていない方が、保育士として就職するときに必要な経費が**40万円**まで借りられます。

●大分県内の保育所等で引き続き２年間従事した場合、返還が全額免除されます。

１．対象となる方

次の要件をすべて満たす方。

① 申請時において申請者又はその配偶者若しくは一親等の親族が大分県内に住民登録している方。

② 保育士登録後１年以上経過しており、大分県保育士・保育所支援センターに求職者登録された方。

③ 以下に掲げる施設又は事業を離職後１年以上経過した方、又は当該施設・事業に勤務経験のない方。

ア　児童福祉法第７条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
イ　児童福祉法第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業
ウ　児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業
エ　児童福祉法第６条の３第12項に規定する事業所内保育事業
オ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する幼稚園

④ 大分県内の保育所等に平成28年４月１日以降に、新たに保育業務に従事される（された）方。なお、週30時間以上の勤務時間が必要です。

⑤ 他の都道府県の本就職準備金を借り受けておらず、また、これまでに本就職準備金の貸付けを受けたことがない方。

だいふくん
大分県社協マスコットキャラクター

保育士さんの就職を応援します！

2. 使途・貸付額・利子

使　途：転居費用、被服費、従事に必要な研修費用、通勤に要する移動用自転車購入費等就職時に必要となる費用
貸付額：40万円（１回限り）
利　子：無利子（ただし、返還が遅延した場合は延滞利子がつきます。）

3. 連帯保証人

連帯保証人が１人必要です（原則として大分県内に住所を有し、貸付申請者の世帯と生計を異にする成年者とします。ただし、県社協会長が認める場合、大分県外に住所を有する方でも差し支えないものとします。）。

4. 返還免除

大分県内の保育所等において２年間引き続き保育業務に従事したときは返還が全額免除されます。
（従事期間が２年間に満たない場合は返還していただきます。）

5. 申込方法

申請書に必要な書類を添え大分県社会福祉協議会にお申し込み下さい。〈書類審査あり〉
※（手引きや様式は下記ホームページからダウンロードできます。）

6. 募集

募集人員：40名程度（ただし、募集人員に達した時点で募集を終了します。）
※ 募集の有無は、大分県社会福祉協議会のホームページでご確認下さい。

申込みできる方	申込方法	借りられる資金	借入れ後	借入金の返還
保育士として大分県内の保育所等に新たに保育業務に従事される（された）方【「1.」参照】	大分県社会福祉協議会に必要書類を添えて申し込む（書類審査あり）	４０万円以内【「2.」参照】	大分県内で保育士として保育業務に引き続き２年間従事	返還免除【「4.」参照】

※ 本事業は、“社会福祉法人大分県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等制度実施要綱”に則り施行されるものであり、このリーフレットは同要綱を抜粋し平成29年１月に作成したものです。

◎お申し込み・お問い合わせ先

大分県社会福祉協議会　福祉資金課〈保育士就職準備金貸付担当者〉
〒870-0907　大分市大津町２丁目１番41号　大分県総合社会福祉会館３階
TEL：097-515-7771　　FAX：097-515-7772
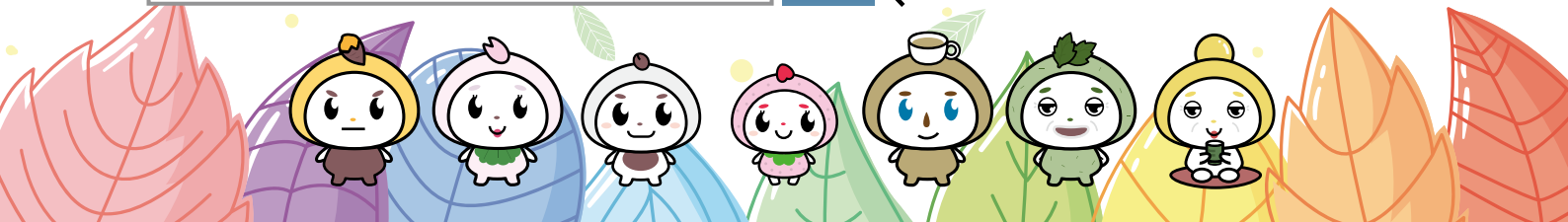
大分県社会福祉協議会　保育士就職準備金　検索　http://www.oitakensyakyo.jp/